

新型コロナウイルス感染症の『濃厚接触者』となった方へ

※保健所から個別に指示を受けた場合は、そちらに従ってください。



【感染可能期間】

陽性となった方の「発症日（無症状の方は検体を採取した日）の2日前から」が感染可能期間（陽性となった方が、他の人に感染させる可能性のある期間）とされています。

<例> 1月15日が発症日 or 検体採取日 → 1月13日から感染可能期間

※正確な発症日は、保健所が調査の結果、決定します。陽性となった方に保健所から連絡があるまでは、上記を目安として考えてください。

【濃厚接触となる可能性がある方】

陽性となった方の同居家族は、原則、濃厚接触者となります。

また、感染可能期間に接触した方で、以下に当てはまる方は、濃厚接触となる可能性があります。

- ・ 陽性者の同居者
- ・ 陽性となった方と一緒に、会話をしながら食事をした
- ・ マスクをしていない状態（不十分な着用を含む）で、陽性となった方と『1～2メートル以内』で『15分以上』会話をした

濃厚接触者の待機期間 : 陽性となった方との最終接触日から**7日間**
(例) 1月15日が最終接触日 → 1月22日の24時までが待機期間

※陽性となった方が自宅療養中の、同居のご家族の場合

【最終接触日について】

家庭内でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、よく触る部分の消毒など、日常生活を送る上で可能な範囲の感染対策を実施することで、「対策を始めた日」が最終接触日となります。（対策ができない場合は、陽性となった方の療養最終日が最終接触日）

【他の同居家族が新たに陽性となった場合】

新たに陽性となった方の発症日（無症状の場合は検体を採取した日）または最終接触日から、7日間が待機期間となります。

※待機期間の短縮について

原則は7日間が待機期間となりますが、待機期間の4日目・5日目（両日）に薬事承認された抗原検査キットで「陰性」が確認された場合、5日目の陰性確認後から、待機期間を短縮することができます。検査は自己負担で行うもので、保健所への連絡は不要です。

濃厚接触者の方へお願いしたいこと

- ・ 待機期間中は、不要不急の外出を避けてください。
- ・ 家庭内でも、マスクの着用やこまめな手洗い・消毒などの感染対策をしてください。
- ・ 症状が出た場合は、かかりつけ医等の医療機関や受診・相談センター等に相談し、受診してください。（医療機関を受診するときは、必ず事前に電話連絡し、濃厚接触者であることを伝えて指示を受けてください。）
- ・ 家庭内での感染対策については、厚生労働省HP「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」を参考にしてください。
- ・ 「濃厚接触者と接触した方」には、制限いただくことはありません。



受診・相談センター ☎0570-082-820
(前橋の方) 前橋市保健所 ☎027-220-1151
(高崎の方) 高崎市保健所 ☎027-381-6112